

国民健康保険 ・老人保健



国保保険証を
更新します。

国民健康保険

1

新しい保険証を今月中旬から下旬に郵便でお届けします

所得申告書を必ず返送してください

今の国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、3月31日までとなっています。4月から使う新しい保険証は、加入者の皆さんの便利さを考え、個別に郵便で送りまします。郵送時期は今月中旬から下旬を予定しています。留守などで新しい保険証を郵送で受け取ることができない

農業者、自営業者、退職して職場の健康保険などをやめた人やパート・アルバイトをしていて職場の健康保険などに加入していない人などが加入する国民健康保険、75歳以上(平成14年9月30日で70歳以上であった人および一定の障害のある65歳以上の人を含みます)の人が適用を受ける老人保健についてのお知らせです。よく分からないことは遠慮なく窓口にお問い合わせください。

※問い合わせ先

国民健康保険課(☎22-8124 / FAX 22-2954)

2

国保料の納付は口座振替で

平成17年度中の保険料の納付はお済みですか。

ついうっかり保険料を納め忘れないために、簡単で便利な口座振替をお勧めします。

- ◆預金貯金通帳
- ◆通帳の届印
- ◆保険料の納付書

を持って倉吉市指定の金融機関・郵便局で、「口座振替依頼書」に記入して申し込みます。

3

会社などを退職した人は退職者医療制度

会社などを退職して国保に加入した人のうち、次の全てに当てはまる人と、その扶養家族は、退職者医療制度で医療を受けることになります。

- ①国保に加入していること
- ②老人保健制度の適用を受けていないこと
- ③被用者年金(厚生年金など)の給付を受けていて、その加入期間が20年以上または40歳以降に10年以上あること

当てはまる人は、年金証書を受け取ってから14日以内

4

交通事故にあつたら届出を

に、国民健康保険課に届け出て下さい。
届出に必要なもの…加入月数および受給権発生年月日が記載されている年金証書・保険証

国民健康保険
・老人保健

交通事故など第三者の行為によって、けがなどをしたときの医療費は、原則として加害者が支払うべきものですが、届け出をすれば国保または老人保健で医療を受けることができます。

この場合、国保または老人保健が負担した分を後で加害者に請求しますので、必ず、速やかに国民健康保険課に届け出て下さい。



5 高額医療費を支給

例 医療費が 100 万円かかった場合
(70 歳未満の一般世帯)
自己負担30万円(医療費 100万円の 3 割)

| | |
|--|--------------------------|
| 自己負担限度額 72,300円 + 7,590円※ 79,890円 | 220,110 円が あとから支給されます |
|--|--------------------------|

※ 7,590 円 = (100万円 - 241,000円) × 1 %

医療費の自己負担額が高額になったとき、申請をして認められれば、限度額を超えた分が後から支給されます。
70 歳以上の人と 70 歳未満の人の自己負担限度額は、下の表のとおりです。(平成 18 年 10 月から自己負担限度額の変更が予定されています)
老人保健対象者の自己負担額は、下の表の 70 歳以上の人と同じですが、表に記載して



いる世帯単位は、老人保健対象者だけで計算します。
詳しくは、国民健康保険課にお問い合わせください。
3 月から 4 月は、進学、就職、退職、引越など異動が多い時期です。
住所を変更した、名前が変わった、保険が変わったなどの異動があったら、速やかに届け出てください。
届出が遅れますと、保険料をさかのぼって納めなければならなくなったり、保険料を他の社会保険と二重に支払ったり、制度が違う保険で支払った医療費を全額返還していただくなどの場合がありますので、ご注意ください。

6 変更があったときは届出を

◎ 70 歳以上の自己負担額

| 区分 | ②世帯単位で入院と外来があった場合は合算します | |
|----------------|-------------------------|--|
| | ①外来の場合 (個人ごとに計算) | |
| 一般 | 12,000円 | 40,200円 |
| 一定以上所得者 ※1 | 40,200円 | 72,300円 + (かかった医療費 - 361,500円) × 1% 【4 回目以降 40,200円】 ※4 |
| 住民税非課税世帯 II ※2 | 8,000円 | 24,600円 |
| 住民税非課税世帯 I ※3 | | 15,000円 |

※ 1 同一世帯に一定の所得以上(課税所得が 145 万円以上)の 70 歳以上の人または老人保健対象者がいる人。
※ 2 同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人。
※ 3 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない人。
※ 4 【 】内の金額は、年 4 回以上高額医療費を受けた場合の 4 回目以降の限度額です。
◎ 計算方法には次の条件がありますので、ご注意ください。
① 月の 1 日から末日まで、つまり暦月ごとの受診について計算。
② 病院、歯科の区別なく合算。
③ 入院時の食事代や保険がきかない差額ベット料などは支給の対象外。

◎ 70 歳未満の自己負担額

| 区分 | 限度額(3 回目まで) | 限度額(4 回目以降) |
|----------|--------------------------------------|-------------|
| 一般 | 72,300円 + (かかった医療費 - 241,000円) × 1% | 40,200円 |
| 上位所得者 ※5 | 139,800円 + (かかった医療費 - 466,000円) × 1% | 77,700円 |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

※ 5 上位所得者とは、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の所得合計額が 670 万円を超える人。
◎ 計算方法には次の条件がありますので、ご注意ください。
① 月の 1 日から末日まで、つまり暦月ごとの受診について計算。
② 2 つ以上の病院にかかった場合は、別々に計算。
③ 同じ病院でも、歯科は別計算。また、外来・入院も別計算。
④ 入院時の食事代や保険がきかない差額ベット料などは支給の対象外。

倉吉市長選挙

投票日 3月26日(日) 午前7時～午後8時

投票場所…入場券に記載された投票所

今後4年間の市政を担う人を選ぶ重要な選挙です。

選挙のルールをよく守り、明るい選挙を実現し、棄権しないようみんなで投票しましょう。



問い合わせ
市選挙管理委員会
☎ 22-8119

【期日前投票・不在者投票】

期日 3月20日～25日

午前8時30分～午後8時

ところ 倉吉市役所第2会議室(3階)

※エレベーターが利用できます。

『入場券が届いているときはお持ちください』

投票できるのは、昭和61年

3月27日までに生まれた人

で、平成17年12月18日以降引

き続き市内に住んでいる人、

または平成17年12月18日まで

に市に転入届(手続き)をした

人です。

期日前投票



選挙人が投票しやすい環境を整えるため、選挙期日前でも選挙期日の投票と同じように直接投票箱に投票できる制度です。

期日前投票を行うことができるのは、投票日に、次のような理由が当てはまるときです。

◆仕事や親族の冠婚葬祭などの予定があるとき

◆レジャーや買い物などの私用で、投票日に投票区(投票所の区域)の区域外にいるとき

◆投票日当日、病气やけが、出産、手術などで歩行が困難で投票所へ行けないとき

投票手続

入場券(届いていないときは、必要ありません)を持参すれば、その場で期日前投票ができます。(印章は不要です)宣誓書を書く以外は、選挙期日の投票所での投票の手

続と同じです。

不在者投票



投票日に一定の理由で投票所に行くことができない人や身体に障害などがある人のために、投票日の前でも投票できる制度です。

選挙期間中に20歳になる人

選挙期日(投票日)当日までに満20歳を迎えるが、投票を行なおうとする日にはまだ20歳に到達していない人は不在者投票ができます。

市外に滞在中の人

倉吉市以外の市町村に滞在中の人は、郵便で倉吉市の選挙管理委員長に、投票用紙などを請求してください。

請求の理由が正当と認められた場合、投票用紙などを送付しますので、滞在中の市町村選挙管理委員会に投票してください。

指定病院などに入院中の不在者投票施設に指定されている病院・施設などに、入院・入所中の人は、その施設長に申請すれば、施設内で投票できます。

◎郵便などによる不在者投票
身体に重い障害などで投票にいけない人が、郵便または

信書便で投票する制度です。ただし、この場合は、郵便投票証明書の交付を受けなくてはなりません。証明書の交付については、選挙管理委員会へお問い合わせください。なお、すでに郵便投票証明書を持っている人には、別途通知します。

代理投票・点字投票

投票日当日に投票所で、手や目が不自由などの理由で、自分で字が書けない人、または文字がわからない人は、投票管理者に申し出てくださいます。また、目の不自由な人で点字投票を希望する人は、投票所の受付に申し出てください。

※問い合わせ先

選挙管理委員会事務局
☎ 22-8119 / FAX 22-1087

※投票所が変更になりました。

第34投票区の関金就業改善センター⇨変更後…関金町堀多目的研修集会施設

ハート・バリアフリー

倉吉市人権文化センター

№21

☎ 22-4768 / FAX 22-4901

差別や人権侵害を許さない社会システムを!

「職務上請求書」を悪用し戸籍謄本や住民票を不正に入手し、差別身元調査を行う事件が相次いでいます。今回は、結婚や就職など決定的な場面で、重大な差別や人権侵害が今なお発生している実態をもとに考えてみましょう。

どんな事件?

2003年7月、部落解放同盟京都府連合会に市民から『結婚差別』にからんで身元調査が行われ結婚が破談になった」という相談があり、調査の結果、司法書士が他人の戸籍謄本などを不正に取得し、身元を調べていたことが明らかになりました。

れたものです。

この事件を発端に、行政書士、司法書士、弁護士など特定8業種の「職務上請求書」を使用し、戸籍謄本・抄本や住民票を不正に入手して身元調査を行う事件が相次いで明るみになりました。

倉吉市でも...

兵庫県内のある行政書士は、探偵社・興信所から依頼され、2001年から3年間に佐賀県を除く全道府県で653件もの戸籍謄本などを本人に無断で不正取得していました。そして、戸籍1件につき2千5百円〜3千円の手数料を受け取り、中には3年間で755件、1

踏まえて、運動団体は昨年全国的な調査を開始し、各地方自治体(市町村)に対して、不正請求にかかわった弁護士や行政書士などが過去3年間に戸籍などの請求を行なっていないかどうか、文書開示請求を行いました。その結果、鳥取市5件、倉吉市3件、岩美町1件、江府町3件、境港市2件、伯耆町4件、合計18件の不正請求が判明しました。請求はすべて「職務上請求書」を悪用し、その請求理由は、すべて「遺産相続」とされていました。

戸籍法・住民基本台帳法では

戸籍謄本は、本人やその親、子ども以外に「弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、弁理士、海事代理人など特定8業種の有資格者については、戸籍法施行規則で職務上必要な場合は取得できる」とされています。

事件の背景と課題

この不正取得の問題点として、次の三点があげられます。

◆重大な個人情報である戸籍などが本人の承諾もなしに不正に取得され、しかも身元調査に利用されている。

◆身元調査による人権侵害や差別を

されていても、本人にはそのことが分らない。

◆現在の法制度では、自治体は請求があれば拒否できない。

このような問題点の改善のために、
①戸籍簿を原則として非公開にし、不正取得ができないシステム、戸籍法などの改正。

②行政書士団体などへの行政指導の強化と徹底。

③自治体の行政責任として、「職務上請求書」で取得された本人への連絡、通知。

などが求められています。

これらの問題の背景として、「身元を知りたい」というニーズがあり、「身元調査が商売になっている」という現状があります。

それを解決していくには、多くの人々が差別を容認し差別に加担してしまうという社会意識を変革することが必要です。

「部落地名総鑑」事件：1975年差
別図書<部落地名総鑑>が発覚し
から30年が経過しました。こ
の事件は探偵社・興信所の関係者
が作成、全国の被差別部落の地
名や所在地などを掲載し、1冊2
万円から5万円で販売された事
件。これまでに9種類220冊が
明らかとなり、大企業を中心に
200社が購入していたことが判
明しています。昨年12月には、
新たな部落地名総鑑も発見さ
れました。



部落解放研究所作成 (財)鳥取県

このような事件が判明したことを